

【書類名】 審判請求書
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【出願番号】 特願 2021-75069
【審判の種別】 拒絶査定不服審判事件
【審判請求人】
【識別番号】 3 ●●●●●●●●●●
【住所又は居所】 岡山県岡山市●●●●●●●●●●番地
【氏名又は名称】 今井 直孝
【電話番号】 ●●●●-●●●●-●●●●●●
【手数料の表示】
【納付番号】 4912-0007-7734-3150
【請求の趣旨】 原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものとする、との審決を求める。

【請求の理由】

1. 手続の経緯

| | | | | | |
|--------|----|----|----|-----|-----|
| 出願 | | 令和 | 3年 | 4月 | 27日 |
| 拒絶理由通知 | | 令和 | 3年 | 12月 | 7日 |
| 意見書 | 提出 | 令和 | 4年 | 1月 | 11日 |
| 手続補正書 | 提出 | 令和 | 4年 | 1月 | 11日 |

2. 拒絶査定の要点

●理由1（特許法第29条第1項柱書（発明該当性））

自然法則に反するため、請求項1-3で特定されるものは、特許法第2条第1項でいう「自然法則を利用した」ものではないため、「発明」に該当せず、特許を受けることができない。

●理由2（特許法第36条第4項第1号（実施可能要件））

出願の発明の詳細な説明は、当業者が請求項1-3に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものであると認めることができない。

●理由2（特許法第36条第4項第1号（実施可能要件））、理由3（特許法第36条第6項第2号（明確性））

出願の発明の詳細な説明は、当業者が請求項2に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものでない（理由2）。

●理由3（特許法第36条第6項第2号（明確性））

発明の詳細な説明では、エネルギー保存の法則に反するような「運動エネルギーが、損失+発電機出力分消費エネルギーより大きくなる」という事象が実在することが、理論的に証明されているわけでもなければ、実験的に証明されているわけでもない。

よって、依然として、請求項1-3に係る発明は明確でない。

3. 本願発明が特許されるべき理由

●理由1（特許法第29条第1項柱書（発明該当性））

本出願により明確に反例が示された「エネルギー保存の法則」を根拠として「自然法則に反している。」とするのは、いかがなものかと思われます。自然法則に反しているのは、「エネルギー保存の法則」の方です。

本出願は新たに発見された“余剰エネルギー”を利用して発電する発電機に関する発明であります。“余剰エネルギー”の存在は、段落0002～0005において理論上明確に示されています。段落0002～0005の理論に反論できない限り、否定されるのは「エネルギー保存の法則」です。

段落0002～0005に示される理論への“反論”を求めます。

●理由2（特許法第36条第4項第1号（実施可能要件））

『等加速度連動で消費電力が一定であるというのは自然法則に反するから理論的ではないし、』

“消費電力が一定で一方向力Fを発生させる装置”の試作品を提出しております。

令和 4年 2月12日 提出

《提出する物件》 無反動材推進機 試作品 020

ギア比 1：100

《提出する物件》 無反動材推進機 試作品 021

ギア比 1：60

《提出する物件》 無反動材推進機 試作品 022

ギア比 1：60

《提出する物件》 注意事項（紙 1枚）

●理由2（特許法第36条第4項第1号（実施可能要件））、理由3（特許法第36条第6項第2号（明確性））

請求項1及び請求項2の推進力を得る方法の説明は、先行技術文献—特許文献の中で明確かつ詳細に説明されています。

段落0012

《特許文献1》昭62-103486号公報 推進力発生装置

公開日 昭和62年（1987）5月13日

《特許文献2》特開2004-270672号公報 遠心力推進装置

公開日 平成16年9月30日（2004.9.30）

●理由3（特許法第36条第6項第2号（明確性））

『「運動エネルギーが、損失+発電機出力分消費エネルギーより大きくなる」という事象が実在することが、理論的に証明されているわけでもなければ、実験的に証明されているわけでもない。』

段落0002～0005により、理論的に証明されています。また、提出した“無反動材推進機 試作品”により間接的ではありますが、実験的に証明されています。

4. むすび

アイザック・ニュートンがそれ以前に成立していた“力学”の少なくとも2箇所を改竄することにより、「エネルギーの保存される世界」を捏造したのだと思われま

●第1の改竄

才差運動の説明

“才差運動の説明”において、才差運動の遠心力によるモーメントが無視されています。私は歳差運動の理論解を求めることにより、「エネルギーは保存されない」という結論に至りました。

●第2の改竄

平行軸の定理

平行軸の定理は“回転している剛体に発生する遠心力”に全く触れていません。

平行軸の定理→『剛体の重心を通るある軸に関する慣性モーメント I_G がわかれば、それに平行な任意の軸に関する慣性モーメントは $I = I_G + Mh^2$ で計算できる。』

平行軸の定理により慣性モーメント I を計算で求めることはできます。しかしながら、その慣性モーメント I で剛体の回転運動を記述することはできません。多くの場合“重心から回転軸のズレたコマ”は遠心力で吹っ飛んでしまいます。古典力学は“回転が成立する場合”即ち“エネルギーが保存される場合”しか取り扱っていません。

ニュートンの功績として、万有引力を発見したことにより“天文学”と“力学”を統合して記述できるようにしたことがあります。ニュートン力学の“天文学”の分野では、“遠心力”が普通に記述されていますが、“力学”の分野（特に剛体の回転を取扱う辺り）で、前記第2の改竄により“遠心力”項がほぼ全て欠落しているのです。

古典力学は非常に限られた範囲、即ち“エネルギーが保存される範囲”のみを取り扱う力学なのです。

古典力学の適用限界を認識しないまま判断された原査定を取り消す、この出願の発明はこれを特許すべきものとする、との審決を求める。